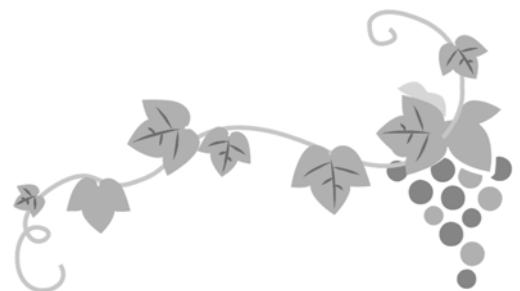




第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



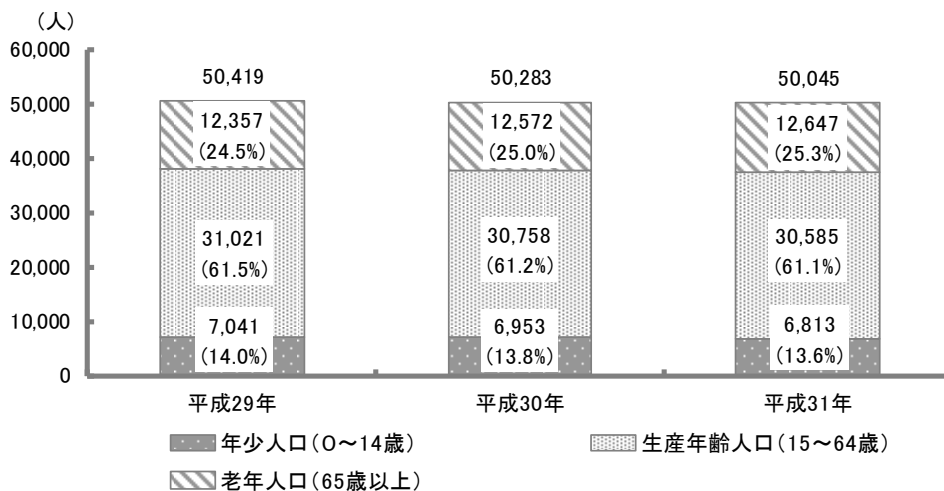
1 東浦町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で50,045人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

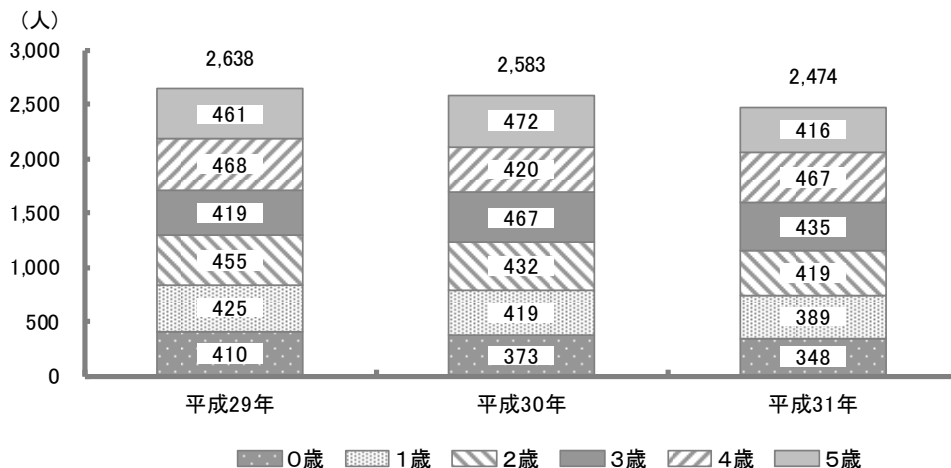


※ () 内は、総人口占める年齢区分別人口の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で2,474人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。

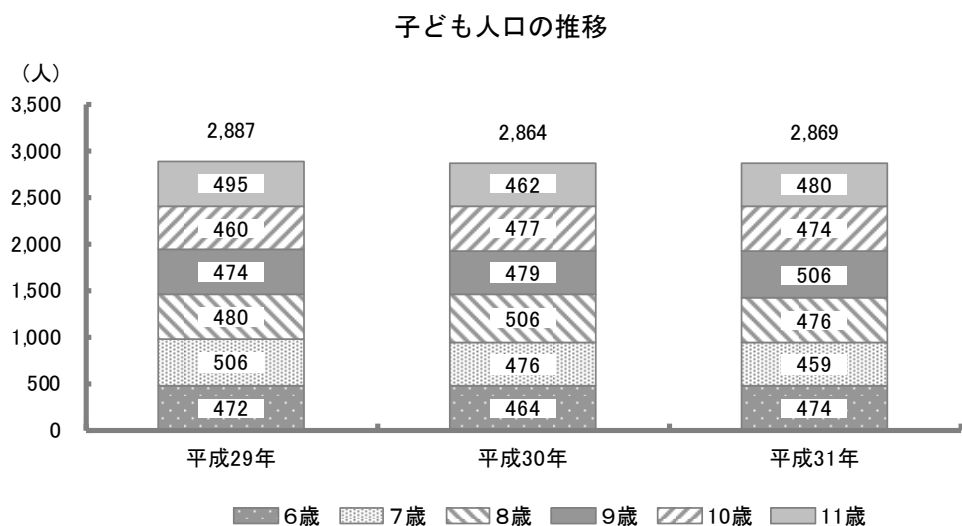
子ども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成29年から平成30年にかけて減少し、その後増加しており、平成31年3月末現在で2,869人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

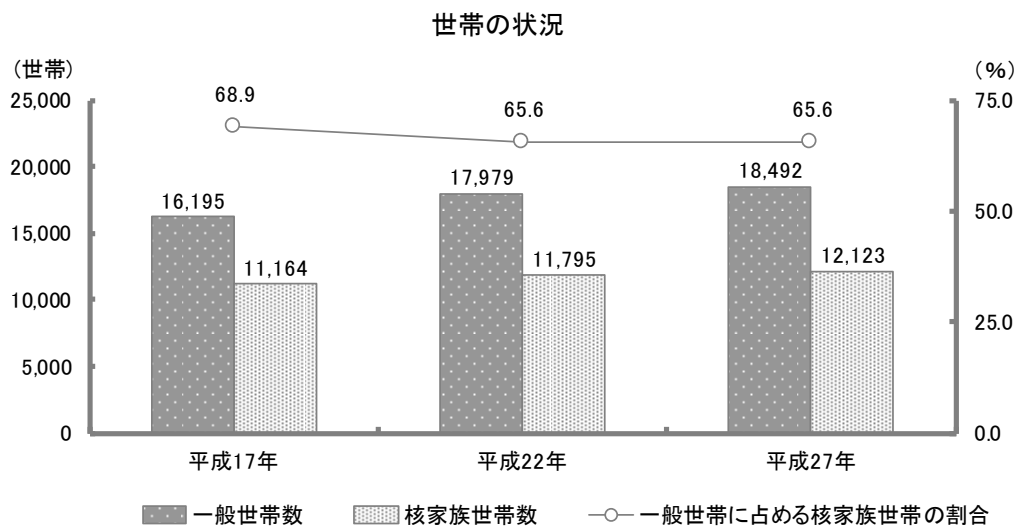


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

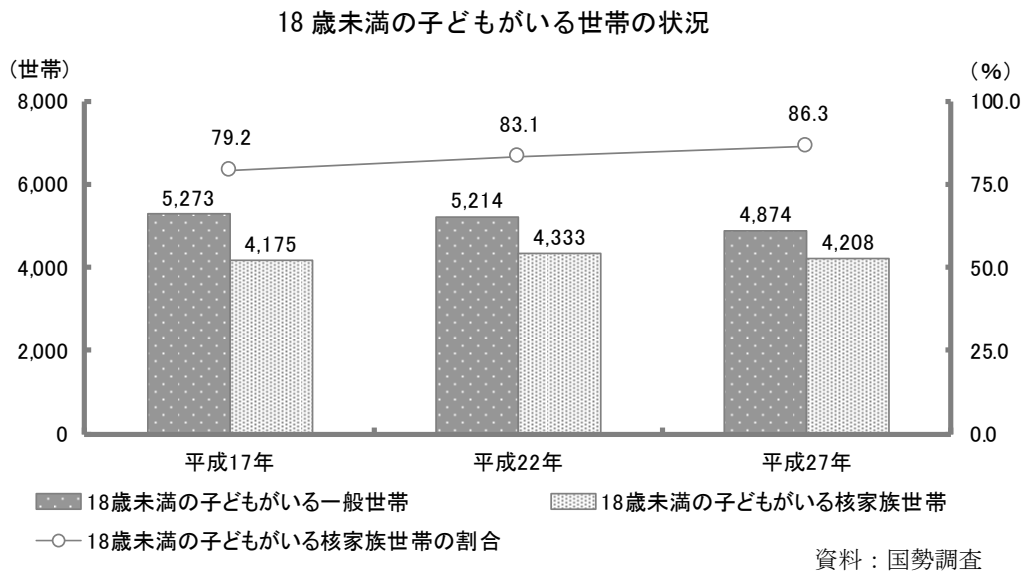
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で12,123世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

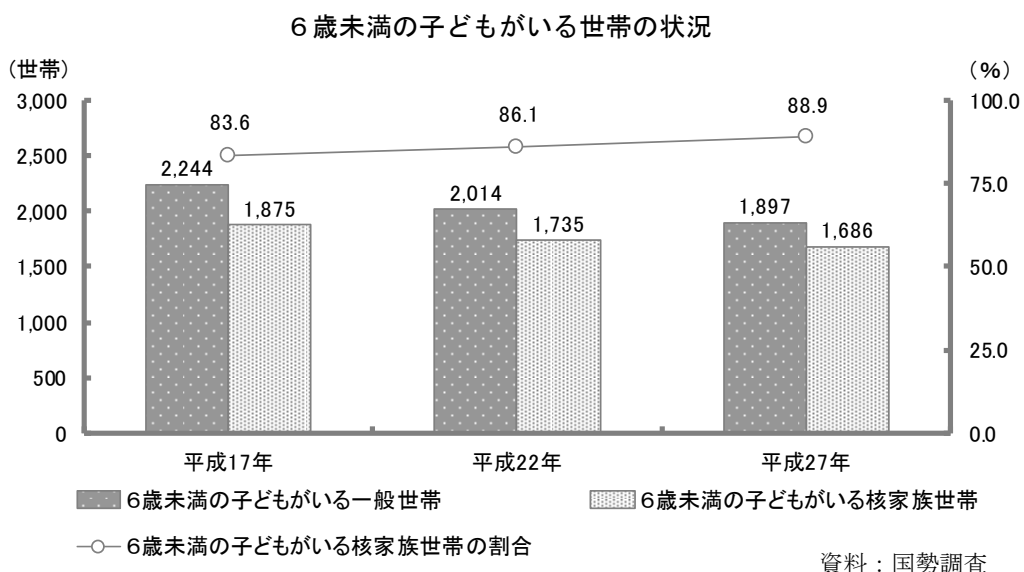
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で4,874世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



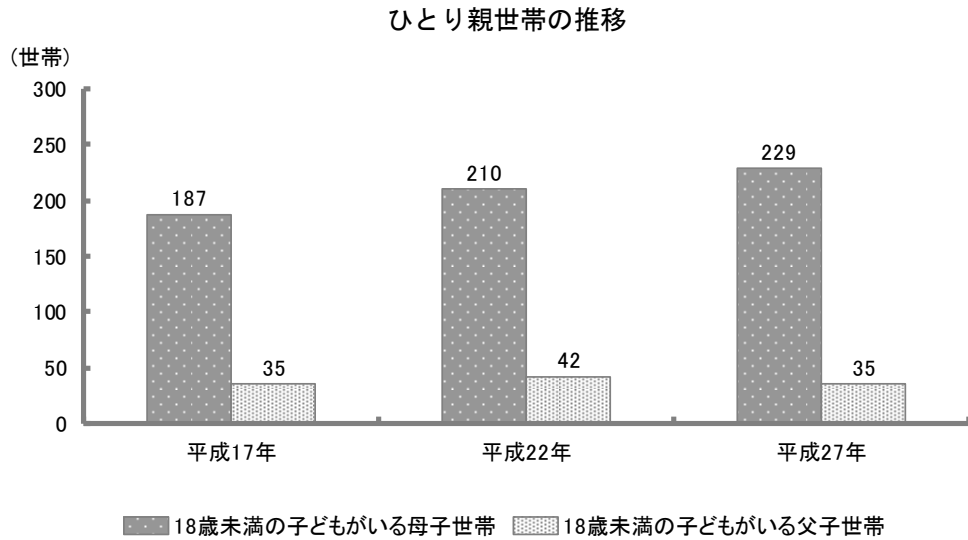
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,897世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で229世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しています。

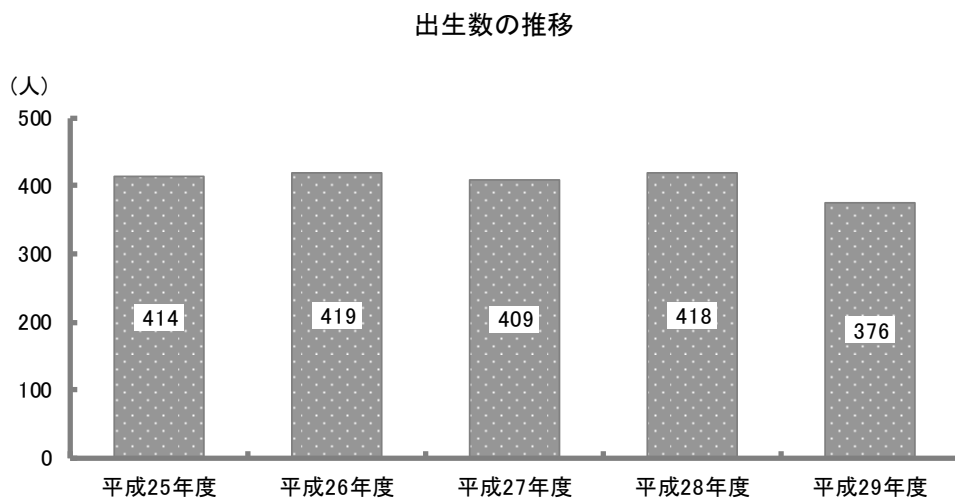


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

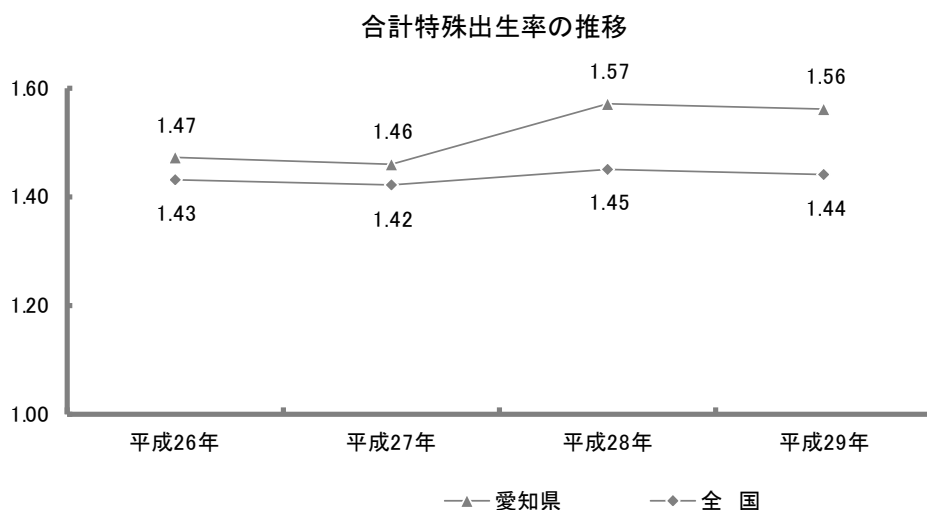
本町の出生数は増減を繰り返しており、平成29年度で376人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：住民課

② 合計特殊出生率の推移

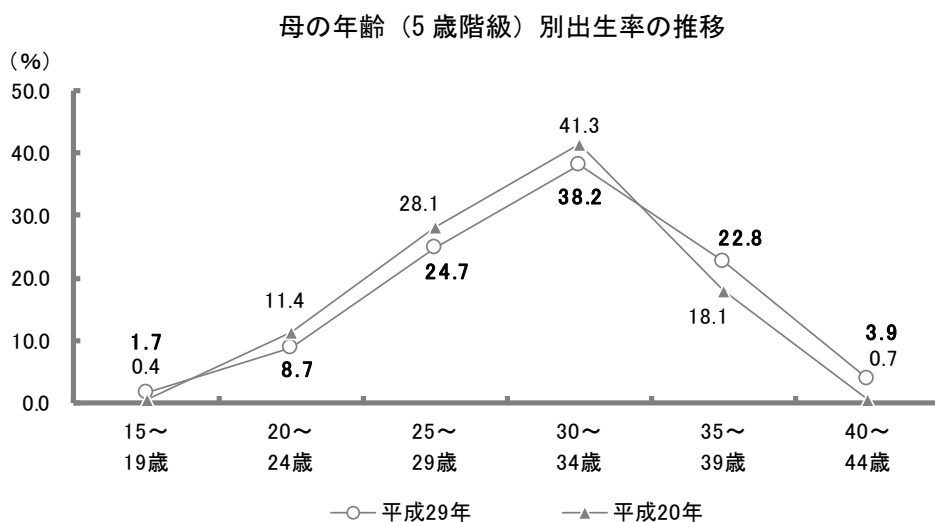
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。愛知県の合計特殊出生率は全国に比べ高い水準で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（町、県）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

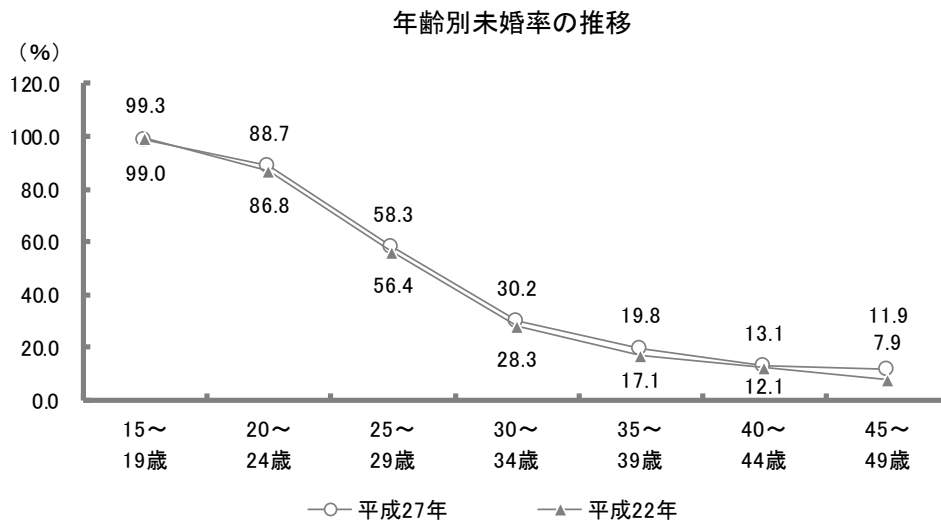


資料：愛知県衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

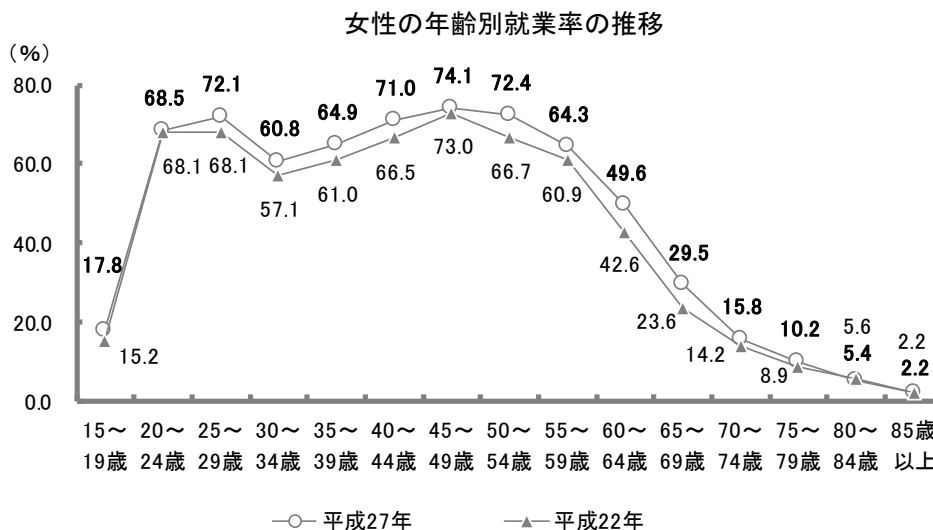


資料：厚生労働省 人口動態統計

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

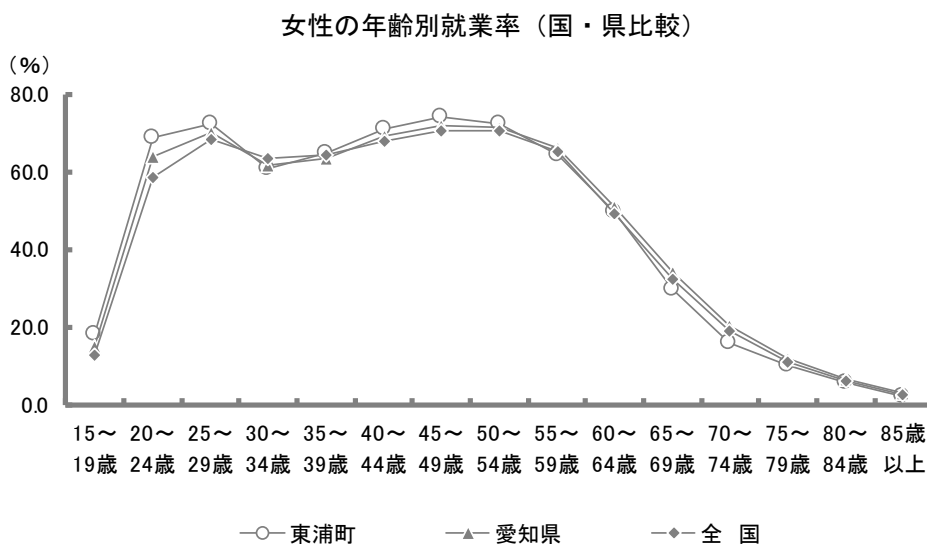
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

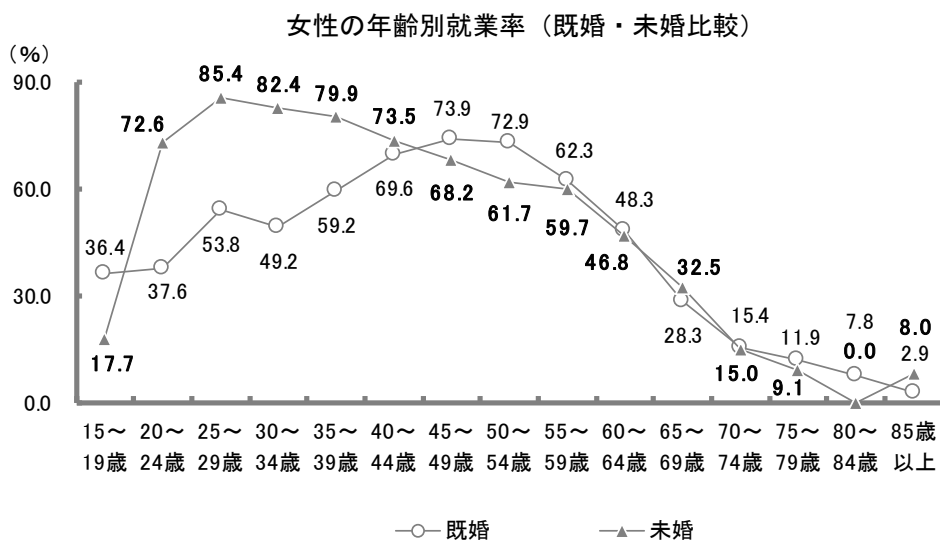
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、15～54歳で高い傾向となっていますが、55歳以降では全国、県より低くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



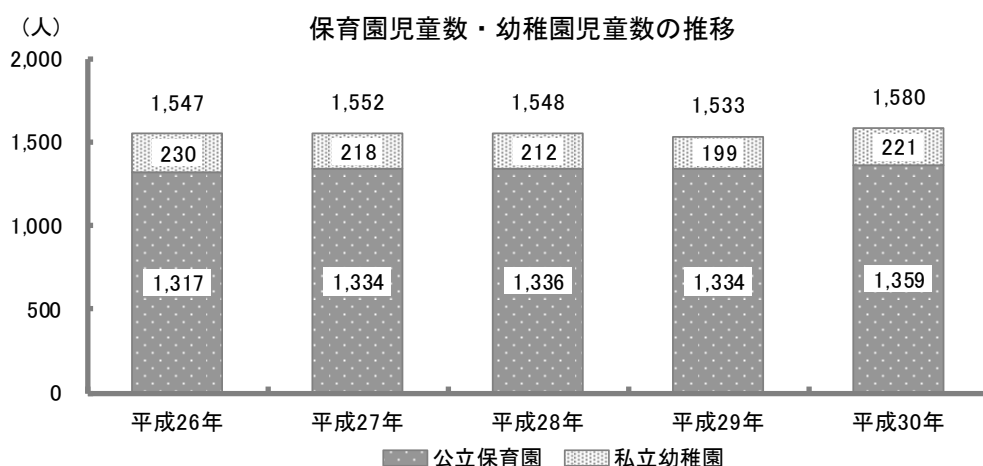
(6) 教育・保育サービス等の状況

① 保育園児童数・幼稚園児童数の推移

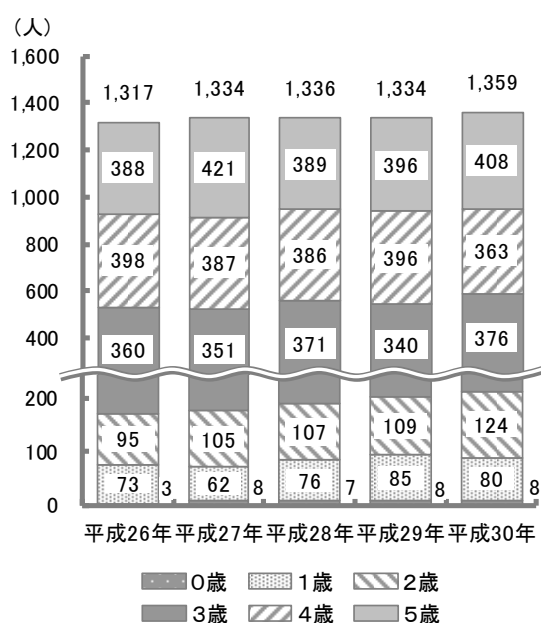
本町の公立保育園は8園となっています。保育園児童数をみると、横ばいで推移していましたが、平成30年に増加し1,359人となっています。

特に1歳、2歳における保育園児童数が増加しています。

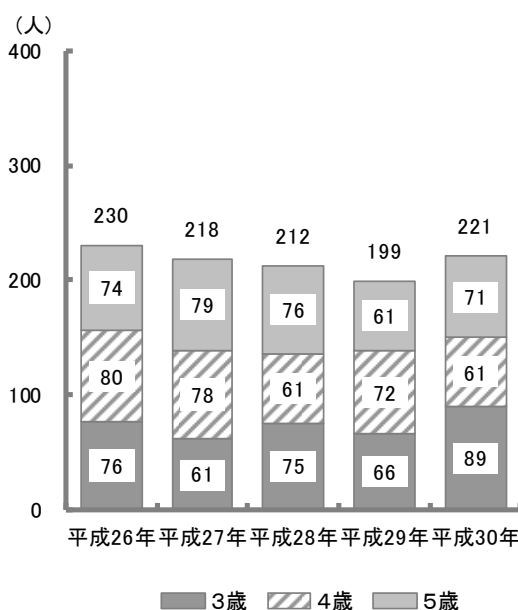
本町の私立幼稚園は1園となっています。幼稚園児童数をみると、年によりばらつきがあり、平成30年では221人となっています。



年齢別保育園児童数の推移



年齢別幼稚園児童数の推移



資料：児童課（各年4月1日現在）
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 時間外保育事業

時間外保育事業は7つの保育園で実施しています。時間外保育事業の利用者数をみると、年々増加しており、平成30年度で6,879人となっています。

時間外保育事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	5,504	6,089	6,696	6,879
実施個所数（か所）	7	7	7	7

資料：児童課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は4か所に委託して実施しています。子育て短期支援事業の利用者数をみると、平成30年度で2人となっています。

子育て短期支援事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	0	2	1	2
実施個所数（か所）	3	3	3	4

資料：児童課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数をみると、平成28年度で最も多く、近年は減少しており、平成30年度で39,867人となっています。

地域子育て支援拠点事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	39,723	41,973	39,959	39,867
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑤ 保育園における一時預かり

全保育園で一時的保育を実施しています。保育園における一時預かりの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では1,229人となっています。

保育園における一時預かりの状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	1,719	1,156	1,151	1,229
実施個所数（か所）	8	8	8	8

資料：児童課

⑥ 幼稚園における一時預かり

東ヶ丘幼稚園で一時預かりを実施しています。幼稚園における一時預かりの利用者数をみると、増加傾向となっており、平成30年度では890人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	815	820	823	890
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑦ 病児・病後児保育事業

平成31年4月1日からひがしうら総合子育て支援センターで、病児・病後児保育事業を実施しています。病児・病後児保育事業の利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では213人となっています。

病児・病後児保育事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	138	196	270	213
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑧ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では836人となっています。

ファミリー・サポート・センターの状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	1,174	601	599	836

資料：児童課

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業については、コーディネーターを平成30年度に1人配置し、令和元年度では2人を配置しました。

利用者支援事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
コーディネーター 配置数（人）	—	—	—	1	2

資料：児童課

⑩ 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数をみると、年々減少しており、平成30年度で4,528人となっています。

妊婦健康診査の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診者数（人）	5,353	5,222	4,844	4,528

資料：健康課

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問戸数をみると、年々減少しており、平成30年度で346人となっています。

乳児家庭全戸訪問事業の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数（件）	401	408	378	346

資料：健康課

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問戸数をみると、増加傾向にあり、平成30年度で185件となっています。

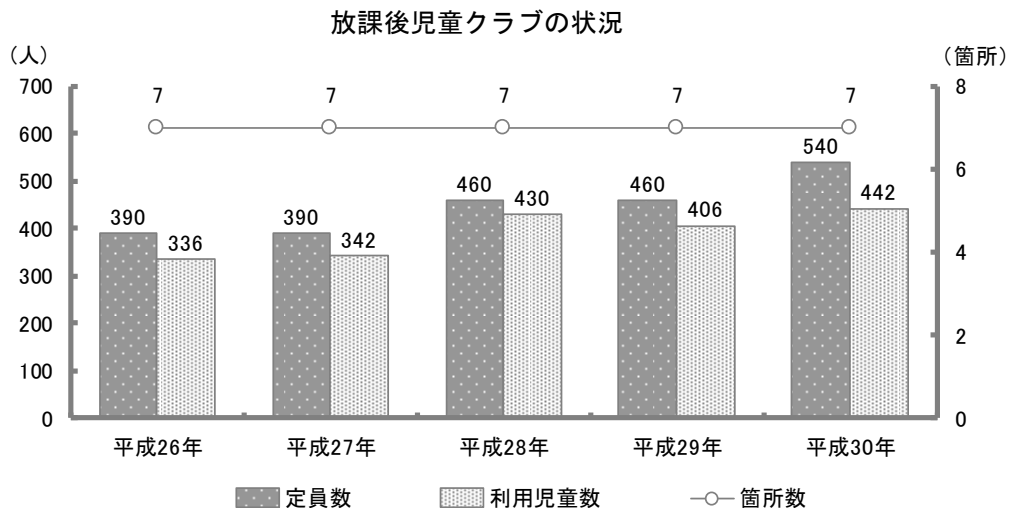
養育支援訪問事業の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数（件）	124	137	185	185

資料：健康課

(7) 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける箇所数は横ばいとなっていますが、定員数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で利用児童数が442人となっています。

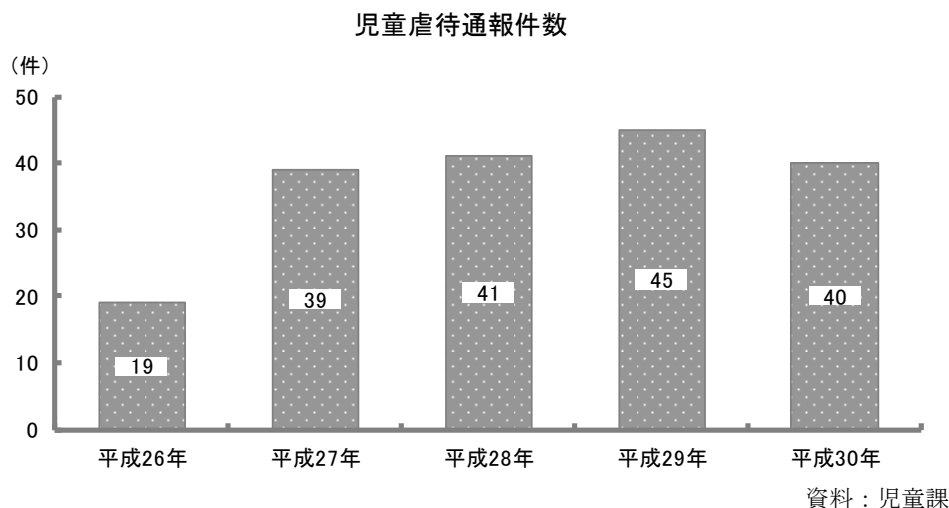


資料：児童課

(8) その他の状況

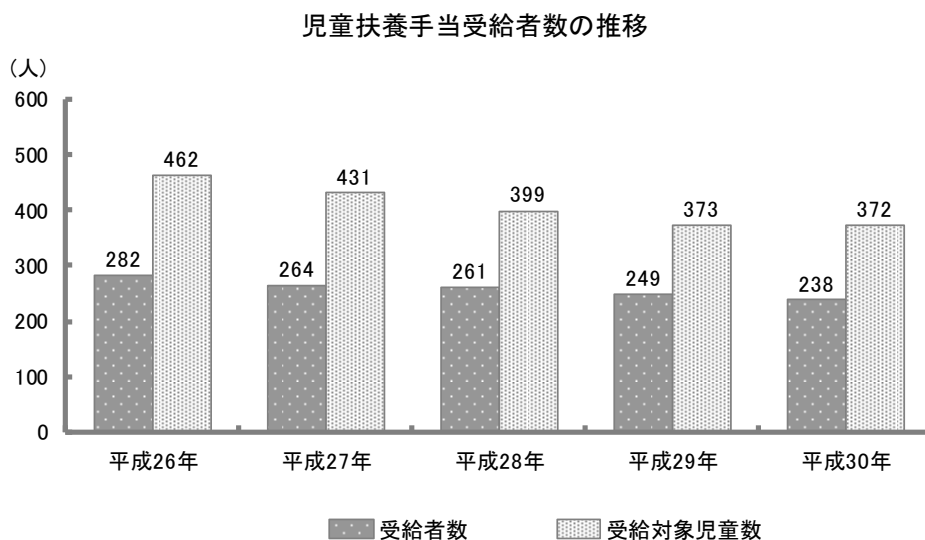
① 児童虐待通報件数の推移

本町の児童虐待通報件数は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で40人と過去5年間で約2倍増加しています。



② 児童扶養手当受給者数の推移

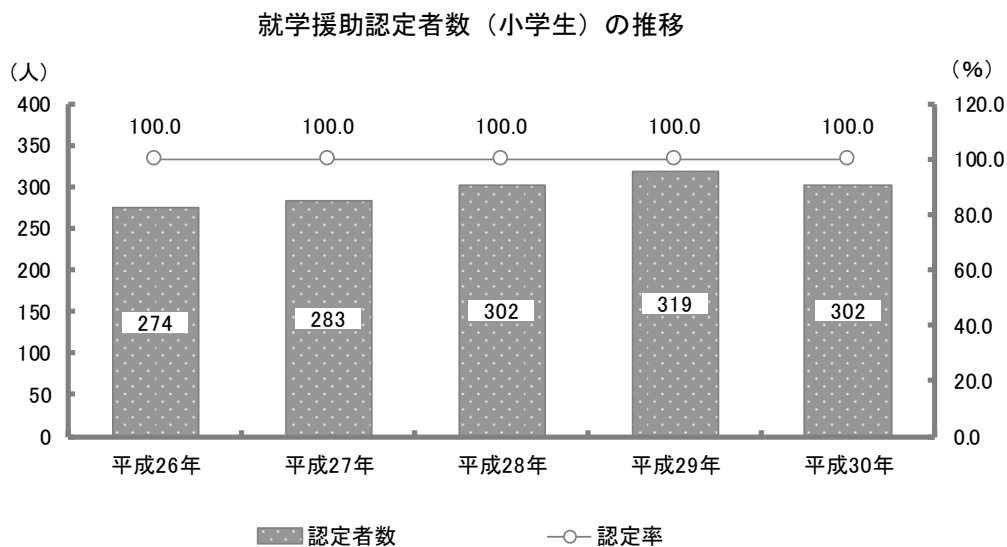
本町の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が238人、受給対象児童数が372人となっています。



資料：児童課

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

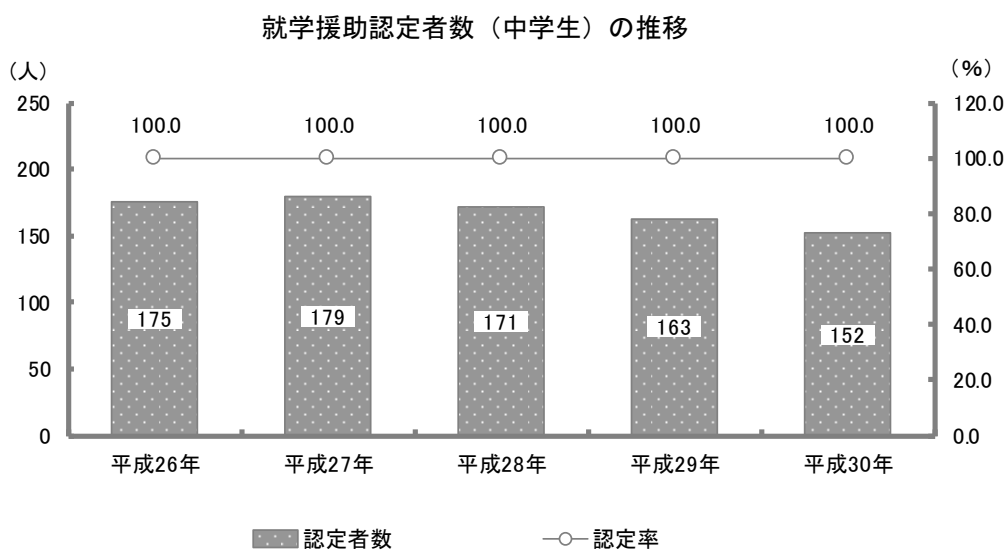
本町の小学生における就学援助認定者数は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で認定者数が302人、認定率が100%となっています。



資料：学校教育課

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

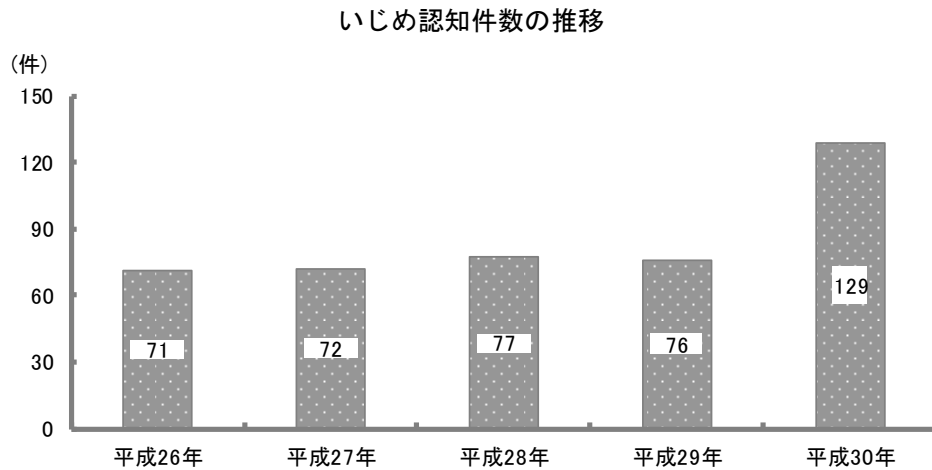
本町の中学生における就学援助認定者数は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が152人、認定率が100%となっています。



資料：学校教育課

⑤ いじめ認知件数の推移

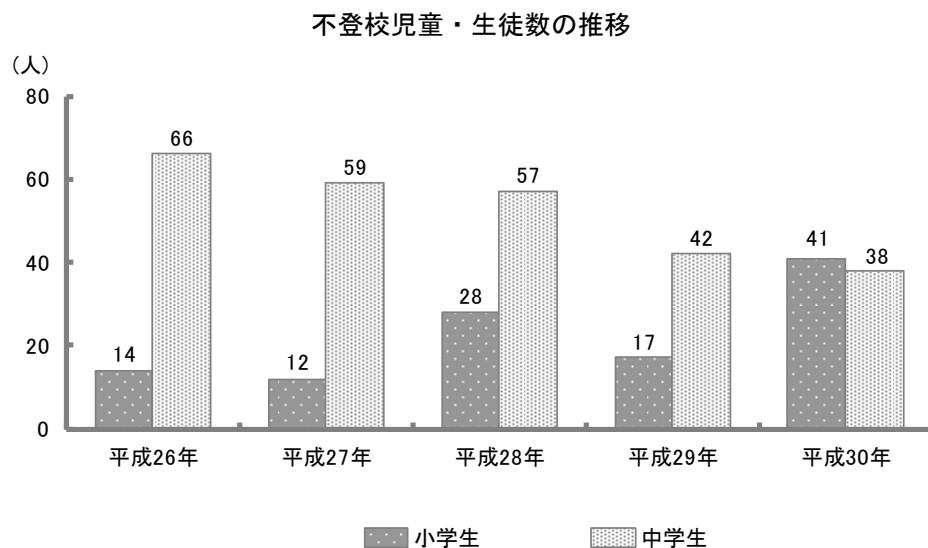
本町のいじめ認知件数は増加傾向となっており、平成30年で129件と過去5年間で約2倍に増加しています。



資料：学校教育課

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数を見ると、小学生は増加傾向となっており、平成30年で41人ですが、中学生は年々減少し、38人となっています。



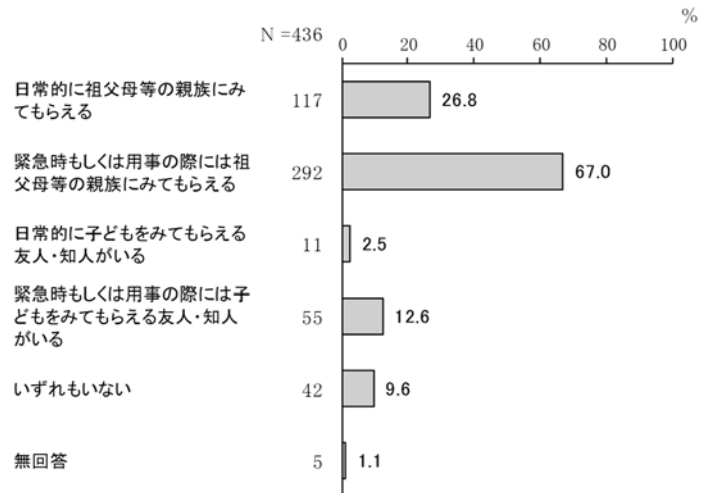
資料：学校教育課

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

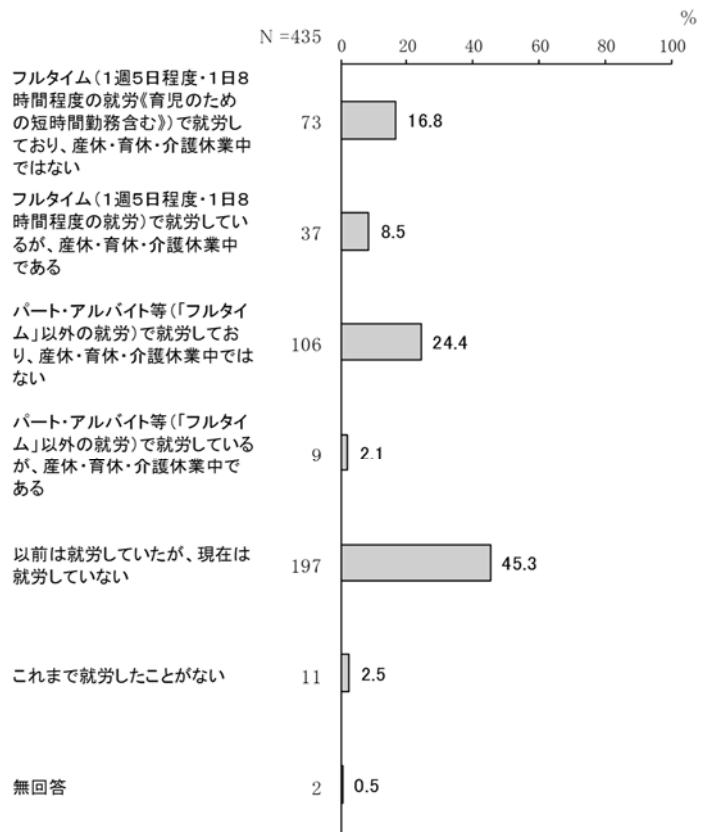
① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が67.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が26.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が12.6%となっています。



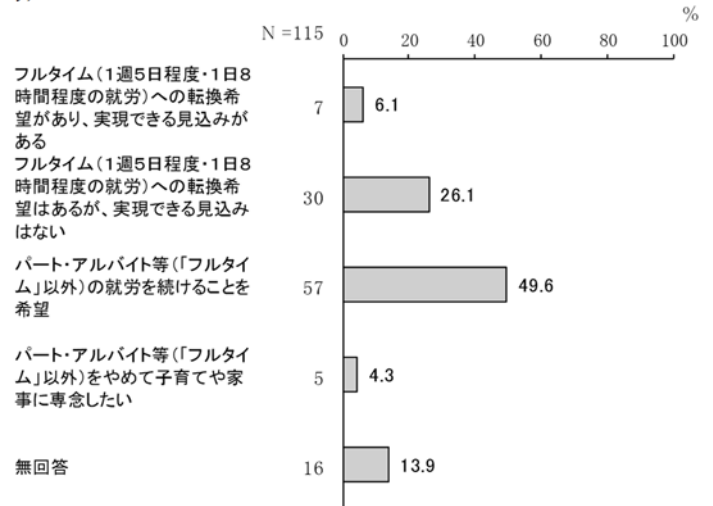
② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が45.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が16.8%となっています。



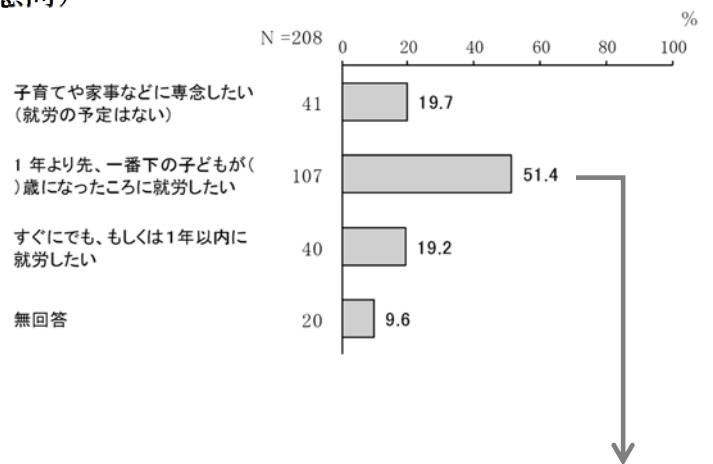
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が49.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.1%となっています。

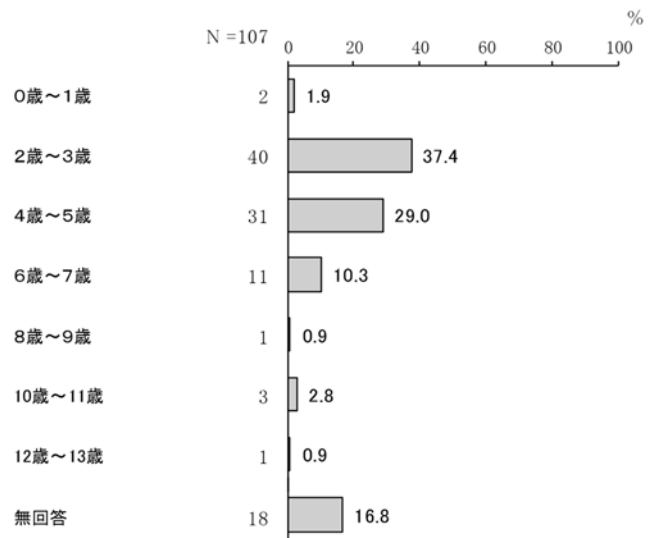


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.2%となっています。



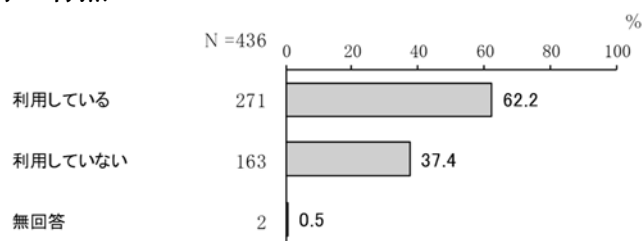
また、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」における年齢は、「2歳～3歳」の割合が37.4%と最も高く、次いで「4歳～5歳」の割合が29.0%、「6歳～7歳」の割合が10.3%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

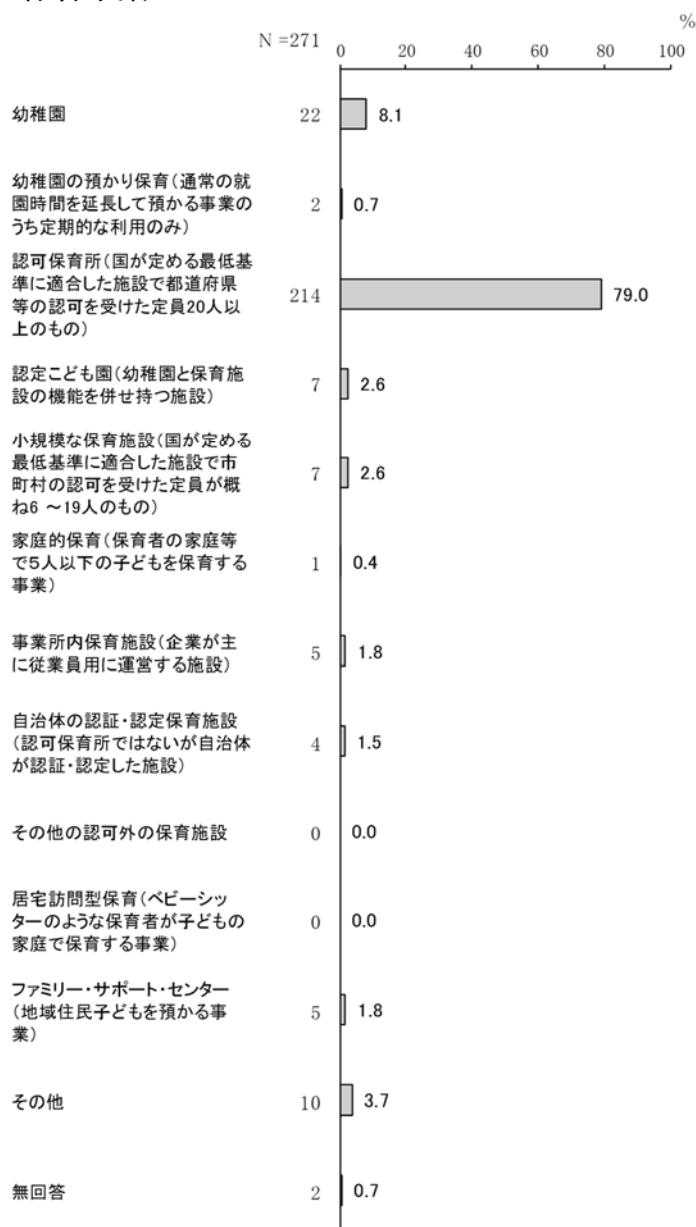
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が62.2%、
「利用していない」の割合が37.4%と
なっています。



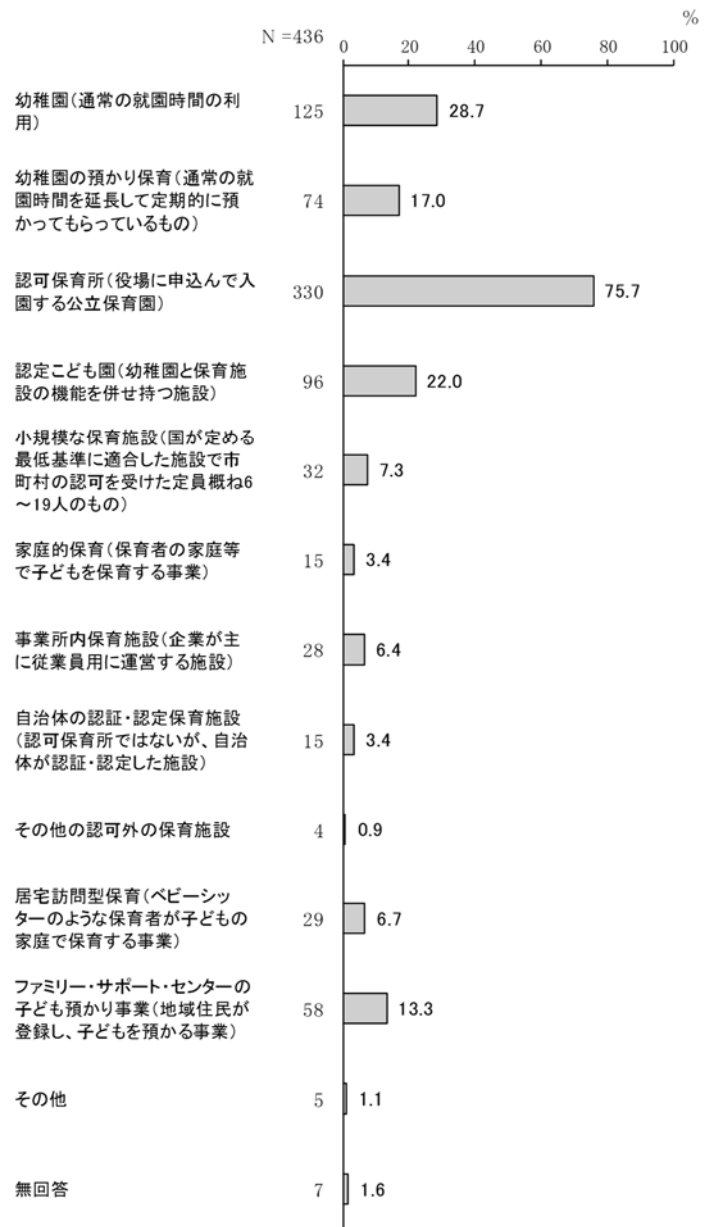
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準
に適合した施設で都道府県等の認可を
受けた定員20人以上のもの）」の割合
が79.0%と最も高くなっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

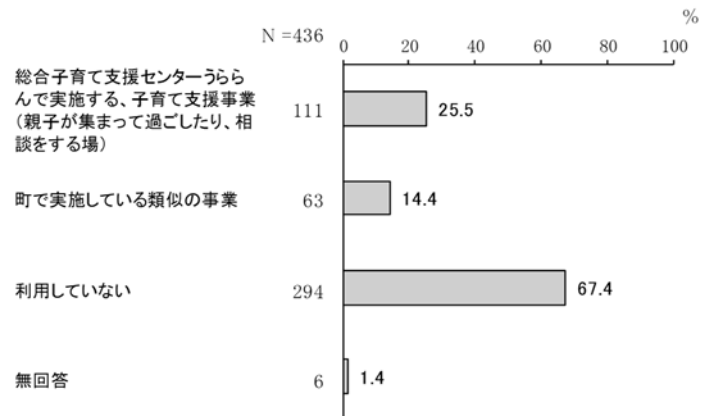
「認可保育所（役場に申し込んで入園する公立保育園）」の割合が75.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が28.7%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が22.0%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

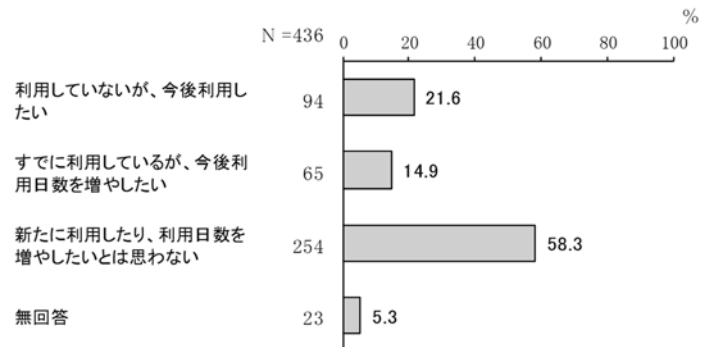
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が67.4%と最も高く、次いで「総合子育て支援センターうららんで実施する、子育て支援事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」の割合が25.5%、「町で実施している類似の事業」の割合が14.4%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

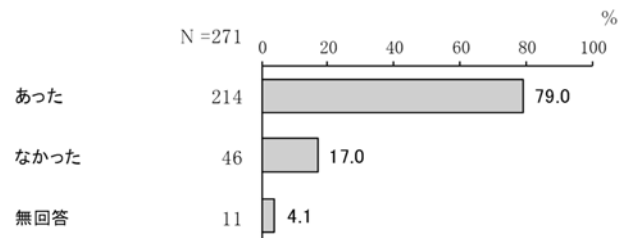
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が14.9%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

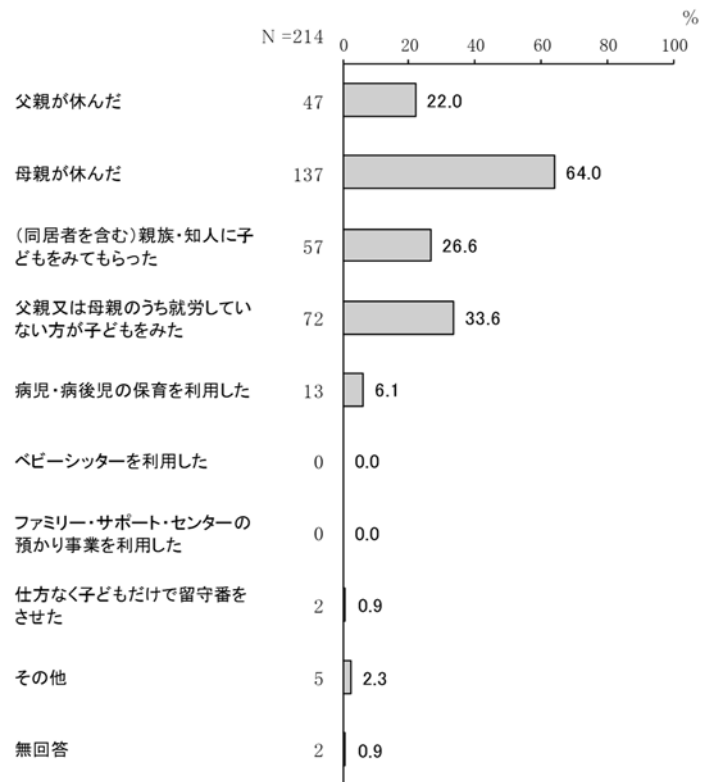
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が79.0%、「なかった」の割合が17.0%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

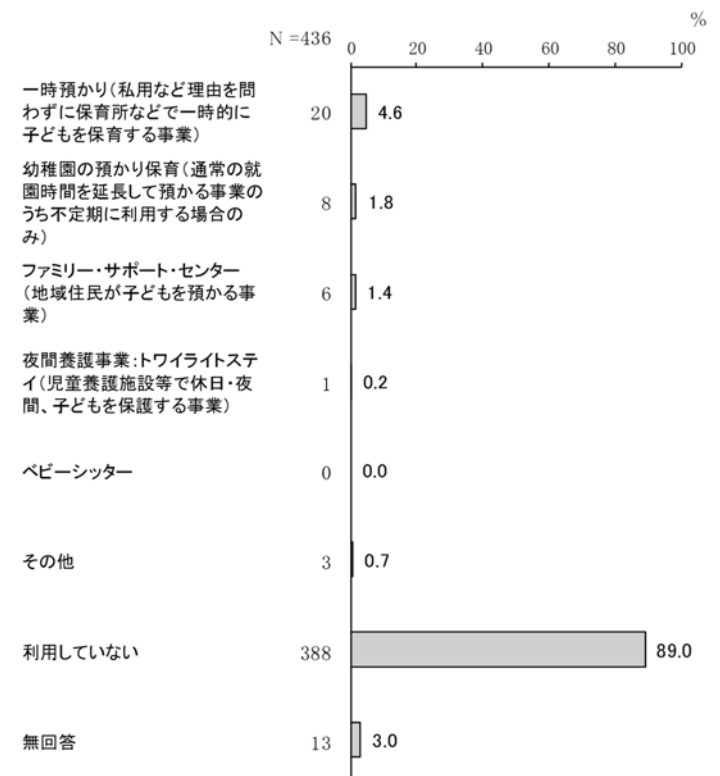
「母親が休んだ」の割合が64.0%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が33.6%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が26.6%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

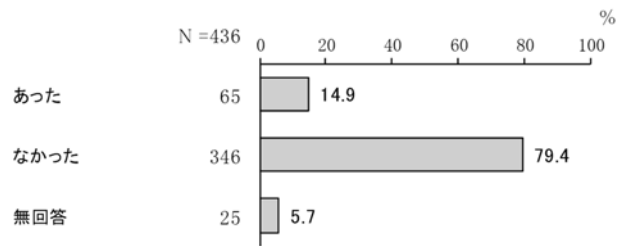
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が89.0%と最も高くなっています。



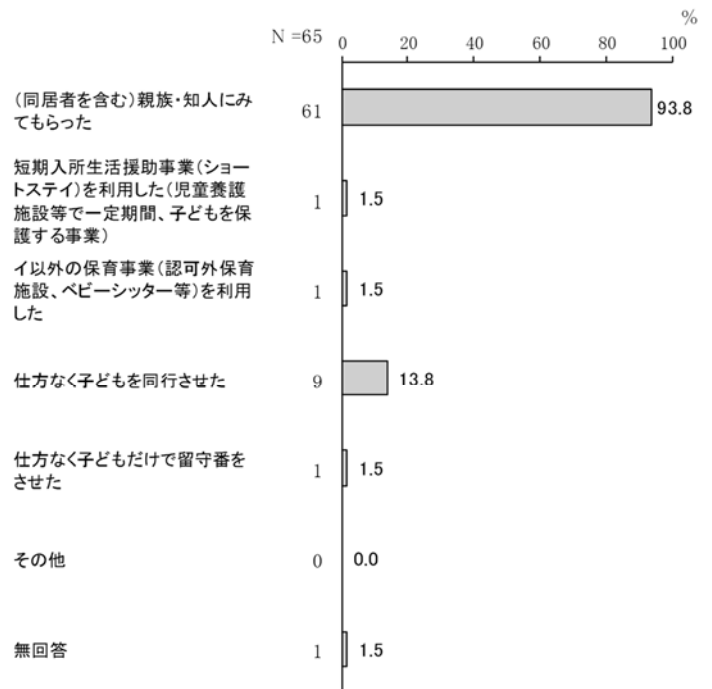
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が14.9%、「なかった」の割合が79.4%となっています。



「あった」場合の対処方法

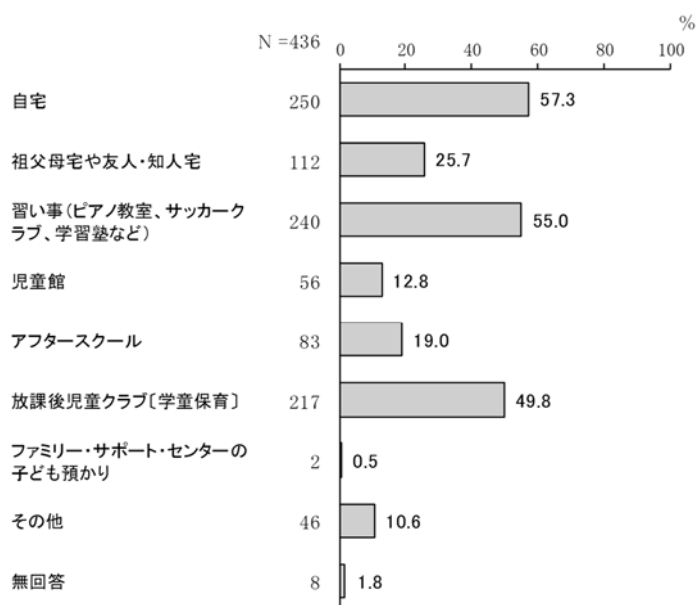
「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が93.8%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が13.8%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

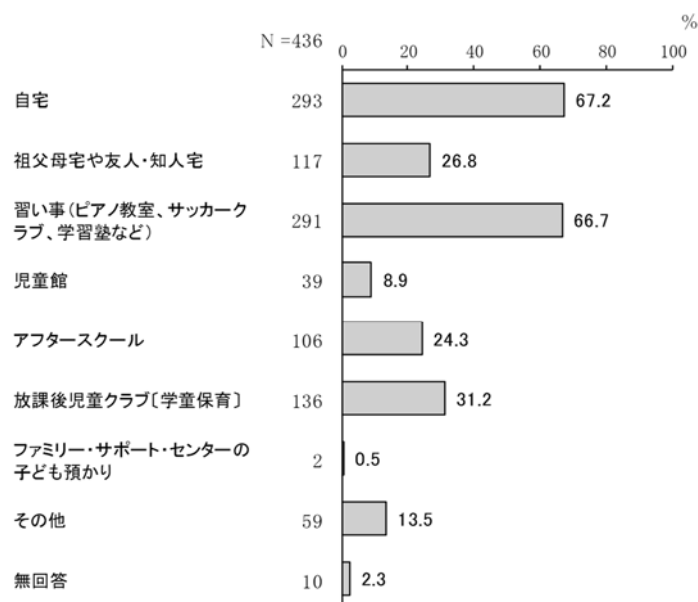
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が57.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が49.8%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

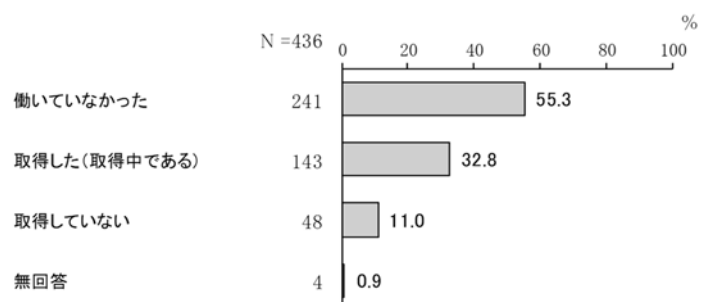
「自宅」の割合が67.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が66.7%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が31.2%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

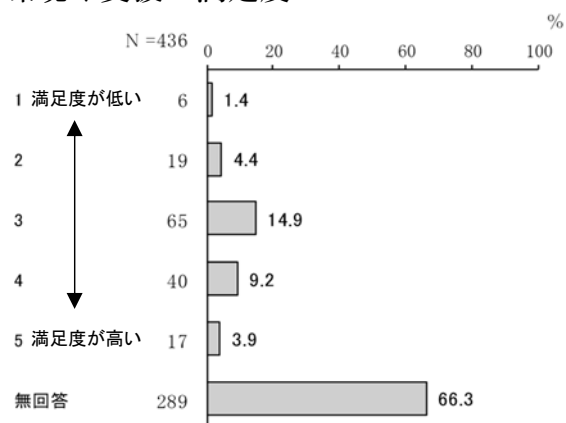
「働いていなかった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が32.8%、「取得していない」の割合が11.0%となっています。



(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

回答があったうち「3」の割合が14.9%と最も高くなっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

第1期計画の基本目標ごとに東浦町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育て家庭への支援について

課題1 教育・保育の受け皿の確保と質の向上

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに「M字カーブ」の解消を目指しており、本町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

就労について、アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約5割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約3割、未就労の母親の就労希望の割合は約7割となっています。

今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

課題2 切れ目のない相談や支援の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

子育てに関する相談相手について、アンケート調査では、「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「保健所・保健センター」「子育て支援施設」などの各機関は4割を満たしていない状況となっており、子育てに関する情報の入手先についても同様の傾向がみられます。

さらに、3.2%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、適宜、必要なときに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育

ることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

課題3 児童虐待防止対策の推進

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供について

課題4 幼稚園、保育所、小学校との連携

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、幼稚園、保育所との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。



課題5 地域や家庭における教育の充実

アンケート調査では、母親は雇用形態、労働時間等の違いはあるものの約5割が就労しており、パートタイム就労している母親の約3割はフルタイムへの転換希望があります。母親の就労形態の変化により、ニーズの変化がみられます。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

(3) 子どもの育ちを支える環境の整備について・・・・・・・・

課題6 障がいのある子ども等、配慮が必要な子どもへの支援

保育所等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本町では平成30年3月に第5期東浦町障害福祉計画・第1期東浦町障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。

今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を実施するとともに、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療や学校、障がい福祉等の関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

課題7 子どもの安全確保

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子育ての環境や支援への満足度について、「満足度が高い」割合が高くなっており、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえま
す。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

(4) 仕事と子育ての両立の推進について

課題8 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は約3割となっていますが、一方で父親の取得状況は4.8%と低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを
み育てることができるように、仕事
と子育ての両立支援の環境を確立
するため、「仕事と生活の調和（ワ
ーク・ライフ・バランス）」の考え
方をさらに浸透させていくことが
重要です。



